



届出・証明

問 ☎ 市民課 戸籍の届出 ☎ 025-520-5686、住民登録・証明書の交付 ☎ 025-520-5685

■市役所と総合事務所等

施設名	所在地	電話番号
上越市役所	木田 1-1-3	025-526-5111
安塚区総合事務所	安塚区安塚 722-3	025-592-2003
浦川原区総合事務所	浦川原区釜淵 5	025-599-2301
大島区総合事務所	大島区岡 3320-3	025-594-3101
牧区総合事務所	牧区柳島 522	025-533-5141
柿崎区総合事務所	柿崎区柿崎 6405	025-536-2211
大潟区総合事務所	大潟区土底浜 1081-1	025-534-2111
頸城区総合事務所	頸城区百間町 636	025-530-2311
吉川区総合事務所	吉川区下町 1126	025-548-2311
中郷区総合事務所	中郷区藤沢 986-1	0255-74-2411
板倉区総合事務所	板倉区針 722-1	0255-78-2141
清里区総合事務所	清里区荒牧 18	025-528-3111
三和区総合事務所	三和区井ノ口 444	025-532-2323
名立区総合事務所	名立区名立大町 365-1	025-537-2121
南出張所	本町 3-2-26	025-525-4151
北出張所	中央 1-16-1	025-544-2111

■開庁時間

月曜～金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで開庁しています。祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は除きます。

■窓口開設時間を午後6時まで延長

3月～11月の間の平日は、午前8時30分から午後6時まで窓口を開設します。開設の概要は次のとおりです。

●開設窓口

市民課、南・北出張所

●取扱業務

午後5時15分から午後6時の間は、次の業務のみの取り扱いとなります。

▶市民課

戸籍謄抄本、身分証明書、住民票の写し（広域交付を除く）、戸籍附票の写し、印鑑登録証明書の交付、一般旅券（パスポート）の交付

▶南・北出張所

戸籍謄抄本、身分証明書、住民票の写し（広域交付を除く）、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書の交付、所得・資産・納税証明書の交付、市税等の納付受付

■住民登録（転入・転居・転出等）

こんなとき	種類	届出期間	届出に必要なもの
市外から引っ越してきたとき	転入届	上越市に住み始めてから14日以内	<input type="checkbox"/> 転出証明書（前に住んでいた市区町村発行のもの） <input type="checkbox"/> 本人確認のできる書類 ※ <input type="checkbox"/> マイナンバーカード（交付を受けている場合） <input type="checkbox"/> 住基カード（交付を受けている場合）
市外へ引っ越すとき	転出届	転出日のおおむね14日前から	<input type="checkbox"/> 本人確認のできる書類 ※
市内で引っ越したとき	転居届	新しい住所に住み始めてから14日以内	<input type="checkbox"/> 本人確認のできる書類 ※ <input type="checkbox"/> マイナンバーカード（交付を受けている場合） <input type="checkbox"/> 住基カード（交付を受けている場合）

住民登録に印鑑は不要ですが、他の手続等で必要となる場合があります。

※本人確認のできる書類とは

- 1点で確認できるもの：マイナンバーカードや運転免許証、パスポートなど、官公署が発行した顔写真付きの証明書類
- 2点で確認できるもの：健康保険証や年金手帳など、顔写真がないもの

■ 戸籍の届出

種類	届出期間	届出に必要なもの
出生届	出生した日を含め 14 日以内	<input type="checkbox"/> 出生届（出生証明書） <input type="checkbox"/> 母子健康手帳 ※出生届出後必要な手続が別途あるので、事前にお問い合わせいただくか、市ホームページで手続を確認し、手続に必要なものをお持ちください。
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内 ※届出の前に斎場の予約をお願いします。	<input type="checkbox"/> 死亡届（死亡診断書等） <input type="checkbox"/> 斎場使用料（死亡された人が上越市民の場合 10,000 円、上越市民以外の場合 30,000 円、その他霊安室等を利用する場合は、別に使用料がかかります。） ※死亡届出後、必要な手続が別途あるので、事前にお問い合わせいただくか、市ホームページで手続を確認し、手続に必要なものをお持ちください。
婚姻届	届けた日から成立します ※届出用紙は市民課、各総合事務所及び南・北出張所に用意してあります。	<input type="checkbox"/> 婚姻届 1 通 <input type="checkbox"/> 本人確認ができる証明書類※ <input type="checkbox"/> 戸籍謄本（婚姻の届出を本籍地以外の市区町村で行う場合） <input type="checkbox"/> マイナンバーカード（交付を受けている場合） ※婚姻により住所や世帯主が変わる人は、住民異動届の手続も必要となります。 その他各種手続が必要な場合があるので、詳しくは事前にお問い合わせください。
離婚届	届けた日から成立します。裁判離婚の場合は、調停成立・審判確定・判決確定から 10 日以内 ※届出用紙は市民課、各総合事務所及び南・北出張所に用意してあります。	<input type="checkbox"/> 離婚届 1 通 <input type="checkbox"/> 本人確認ができる証明書類※ <input type="checkbox"/> 戸籍謄本（離婚の届出を本籍地以外の市区町村で行う場合） <input type="checkbox"/> マイナンバーカード（交付を受けている場合） ※離婚により住所や世帯主が変わる人は、住民異動届の手続も必要となります。 ※未成年の子どもがいる人は、別の手続があるので、手続に必要な物をお持ちください。

※本人確認のできる書類とは
 1点で確認できるもの：マイナンバーカードや運転免許証、パスポートなど、官公署が発行した顔写真付きの証明書類
 2点で確認できるもの：健康保険証や年金手帳など、顔写真がないもの

■ 市役所の夜間・休日の受付業務

● 出生、死亡届などの受付場所

戸籍に関する届出は、時間外、土・日曜日、祝日でも市役所木田庁舎または浦川原区、柿崎区、板倉区総合事務所の時間外受付で受け付けています。ただし、母子健康手帳への証明、住所異動の手続はできませんので、後日、市民課、各総合事務所、南・北出張所の窓口開設時間にお越しください。

■ 戸籍・住民票・印鑑登録の証明書の交付

戸籍謄抄本や住民票の写し、印鑑登録証明書は、下記の請求場所窓口で交付します。また、戸籍謄抄本と住民票の写しは、郵送による請求も可能です。

● 請求場所

市民課、各総合事務所、南・北出張所

こちらもご利用ください～便利な手続き～

● 住民票の写しなどのコンビニ交付

（午前6時30分～午後11時 ※12月29日～1月3日を除く）

マイナンバーカードを使用し、コンビニエンスストアなどのマルチコピー機から証明書（住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄・抄本、所得・課税証明書）を取得できます。



● 住民票の写し、印鑑登録証明書の時間外交付

日中に電話予約をいただき、夜間・休日（午後10時まで）に証明書を受け取ることができます。



● 戸籍謄抄本・住民票の写し・印鑑登録証明書手数料

証明書の種類	必要なもの	手数料
戸籍全部事項証明書（謄本）		1 通 450 円
戸籍個人事項証明書（抄本）		
除籍、改製原戸籍謄抄本	本人確認のできる書類※	1 通 750 円
戸籍の附票の写し		1 通 350 円
住民票の写し		1 通 350 円
印鑑登録証明書	印鑑登録証	1 通 350 円

※本人確認のできる書類とは
 1点で確認できるもの：マイナンバーカードや運転免許証、パスポートなど、官公署が発行した顔写真付きの証明書類
 2点で確認できるもの：健康保険証や年金手帳など、顔写真がないもの
 ※本人、配偶者、直系の親族ではない人が窓口で請求する場合は、「委任状」が必要となることがあります。なお、住民票の写しについては、代理人（同一世帯員及び法定代理人以外の人）が窓口で請求する場合、委任状が必要です。